最大の関心は賃金水準

定年延長制度、大枠が決まる

改正地方公務員法が6月4日の参議院本会議において可決・成立しました。わが組合としても今年の賃金確定交渉において、もっとも重要な課題の一つとなっていきます。今号は、この定年延長制度について、現状における課題・問題点を多田書記長に解説していただきました。

定年年齢 / 生年月日	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
	定年60歳		定年61歳		定年62歳		定年63歳		定年64歳		定年65歳	
	2022.3.31 退職	2023.3.31 退職	退職者なし	2025.3.31 退職	退職者なし	2027.3.31 退職	退職者なし	2029.3.31 退職	退職者なし	2031.3.31 退職	退職者なし	2033.3.31 退職
1961年度生まれ 1961/4/2～1962/4/1	60歳 退職	61歳 現行再任用	62歳	63歳	64歳	65歳	暫定再任用					
1962年度生まれ 1962/4/2～1963/4/1	59歳	60歳 退職	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	暫定再任用				
1963年度生まれ 1963/4/2～1964/4/1	58歳	59歳	60歳	61歳 退職	62歳	63歳	64歳	65歳	暫定再任用			
1964年度生まれ 1964/4/2～1965/4/1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 退職	63歳	64歳	65歳	暫定再任用		
1965年度生まれ 1965/4/2～1966/4/1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 退職	64歳	65歳	暫定再任用	
1966年度生まれ 1966/4/2～1967/4/1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 退職	65歳	暫定再任用
1967年度生まれ 1967/4/2～1968/4/1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 退職

▲自治労資料より抜粋

施行は2023年4月1日

昨年の国会において、検察庁法の改正案等と束ねて審議された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は検察官幹部の定年延長が問題視され、廃案となり、「地方公務員法の一部を改正する法律案」については継続審議となりました。

本年の第204回通常国会において、問題となった検察庁法の改正に修正を加え、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が再提出をされ、「地方公務員法の一部を改正する法律案」とともに、6月4日に可決・成立し、11日に交付がされました。制度の内容については、昨年出された法案と変わりはなく、施行日のみが1年先送りして2023年4月1日となっています。

▲多田書記長からは丁寧な説明を

改正法の趣旨

改正法の趣旨としては、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうためとしており、趣旨どおり捉えれば、それなりの処遇があってしかるべきですが、60歳を超える職員の給料額は、60歳前の7割水準となっています。また、新たな制度として、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制度が導入されます。

定年年齢は、2023年度より段階的（2年に1歳）に引上げられ、2032年度退職者で65歳定年となります。（図参照）

あわせて、定年引上げにあたり、任命権者は当分の間、職員が60歳になる前年度に、60歳以降の制度に関する情報提供を行い、職員の意向を確認することとされています。

国の現業職員

国家公務員の労務職員（現業職員）の定年年齢は、現在63歳と定められており、これに倣っている自治体もあります。国家公務員の労務職員についても定年年齢は、段階的に65歳に引き上げられますが、給料月額が7割となるのは、当分の間、現在の定年年齢63歳に達した日以降の4月1日以降からとなります。（64歳の年度からとなる）

再任用制度

これまで再任用賃金について、年金の一部支給を前提とした賃金水準であるにもかかわらず、年金の支給年齢が引き上げられても、何ら対応がなされてきませんでした。区長会からは、定年延長の動向を見つつ…とされてきました。現行の再任用制度が新たな暫定再任用制度（定年年齢引上げ段階の経過措置）となり、定年前再任用短時間勤務の賃金も現在の再任用賃金がベースとなることを踏まえ、同一労働・同一賃金の観点からも、ここで再任用賃金について改善されなければなりません。

また、今回の定年前再任用短時間勤務制度は、60歳前に退職した者は対象としていないことにも注意が必要です。

▲講義に集中する執行委員たち

退職手当

60歳に達した日以後に、定年前再任用短時間勤務職員になるなど、定年前の退職を選択しても、退職事由が「自己都合」となることはなく、「定年」を理由とする退職と同様に算定することとされており、退職金が減額されることはありません。

また、60歳以降の給料月額が7割水準となっても、「ピーク時特例」が適用され、退職手当の算定は、60歳時の給料月額での計算となります。ただし、60歳時に勤務年数が35年に満たない場合は、定年が延長された期間も勤続年数として数えられ、その場合については、60歳の年度までの期間と、給料月額が7割となった期間とに分けて計算することとなります。いずれにしても60歳定年時より退職手当が減額することはありません。

全ての清掃労働者が誇りとやりがいをもって働ける賃金水準を

大まかな制度について説明してきましたが、我われにとって大きな問題となるのは、清掃の職場において大多数の職員が60歳時の給料額の7割では、月例給において現在の再任用賃金に届かないことです。また、18歳で入職して最短で昇任した場合でも、どの級で退職しても7割では現在の再任用賃金には届きません。（1級・4級は最高号給でも届かない）

つまり、定年延長された職員より、暫定再任用職員の方が月例給において高い水準ということになり、我われにとっては制度矛盾と言わざるを得ません。

国と同様に63歳定年とする等、何らかの対応を求めていかなければなりません。今年度の賃金確定闘争において、もっとも重要な課題の一つとして交渉を進めていきます。

若年層から高齢層まですべての清掃労働者が、誇りとやりがいをもって働ける賃金・任用制度を追求し、ともに頑張りましょう！

（多田　修一郎）

せいそう労働者

東京清掃労働組合
千代田区飯田橋3-9-3
TEL（3237）9995
1部20円

編集責任
企画・総務局
渡辺　歩

わが組合の綱領

一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
二、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。
三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。